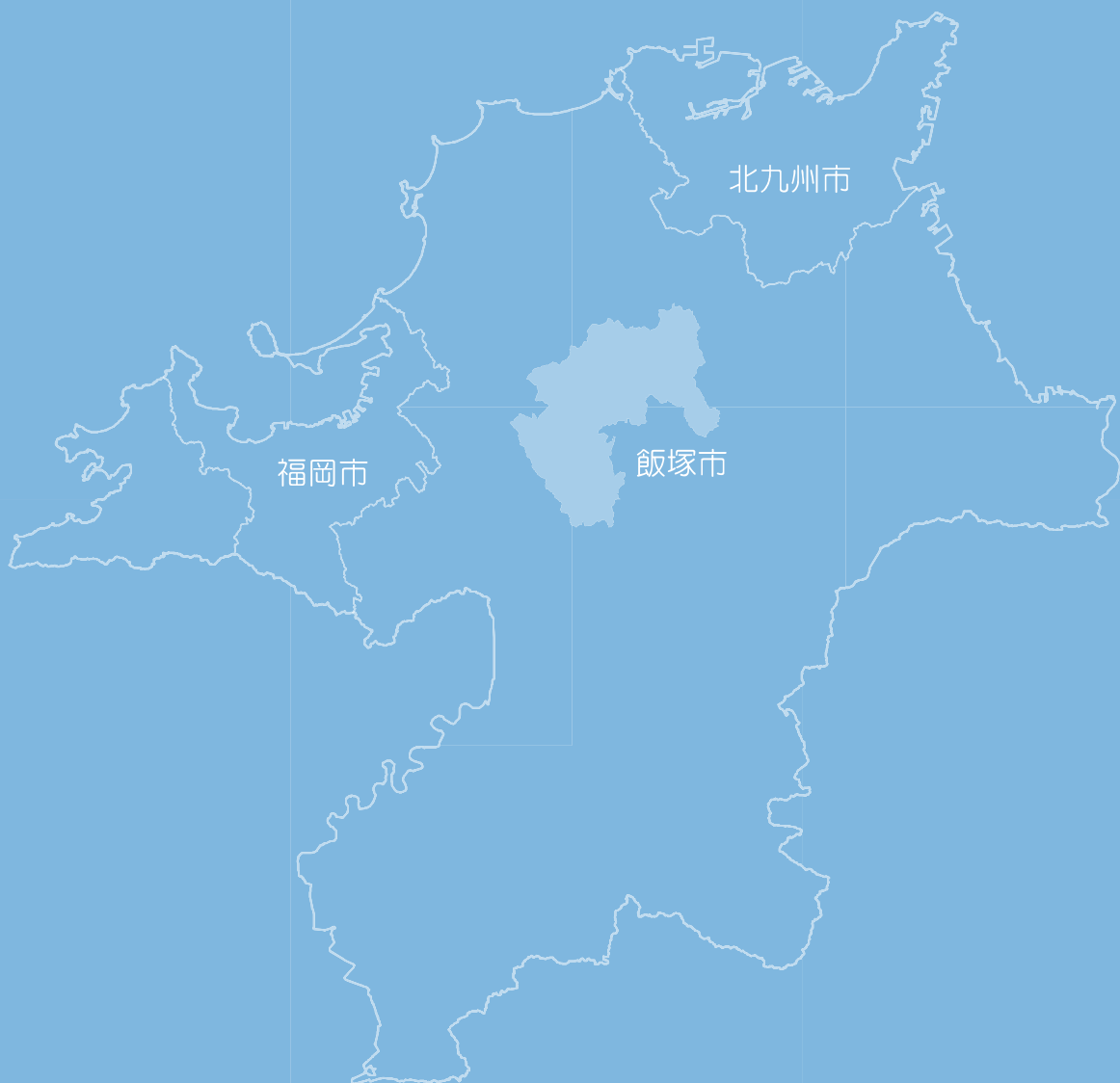


序論

Iizuka City General Plan 2017-2026



第 1 章 はじめに

1. 計画策定の趣旨

本市は、2007(平成 19)年度に「第 1 次飯塚市総合計画（計画期間：2007(平成 19)年度～2016(平成 28)年度）」を策定し、「人が輝き まちが飛躍する 住みたいまち 住みつけたいまち」を都市目標像に掲げ、その実現に向けて各種施策や事業を展開し、合併後の新しい「飯塚市」のまちづくりを進めてきました。

「第 1 次飯塚市総合計画」の策定から 10 年が経過し、社会経済情勢の変化とともに、行政ニーズも多様化するなど、新たな課題への対応が求められています。

こうした状況を踏まえ、地方自治の本旨に基づき、住民の福祉の増進を基本に総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、今後 10 年間のまちづくりの方向性を示す「第 2 次飯塚市総合計画」を策定するものです。

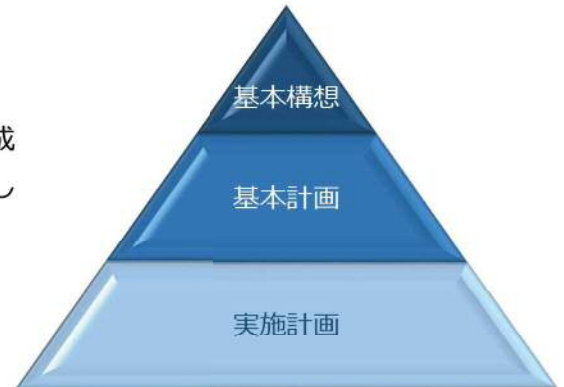
2. 計画の位置付け

本計画は、「飯塚市総合計画策定条例」に基づき策定する市政運営の総合的な指針であり、市民と行政が目指すべき都市目標像を掲げ、長期的なまちづくりの基本的な方向を明らかにした本市の行政運営における最上位計画と位置付けられます。



3. 計画の構成と期間

計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」で構成し、2026(平成 38)年度を目標年次とします。期間は、2017(平成 29)年度を初年度とし、2026(平成 38)年度までの10年間とします。



基本構想

基本構想は、市政運営の根幹となるもので、今後10年間の長期的・総合的な視点から、本市の都市目標像とまちづくりの基本理念を定め、その実現に向けた政策を定めたものです。

基本計画

基本計画は、基本構想に掲げる政策の実現に向け、取り組むべき施策を総合的かつ体系的にまとめたものです。

基本計画の期間は、10年間としますが、社会経済情勢などの変化に柔軟に対応するため、中間年次において点検し、必要に応じて見直しを行うこととします。

実施計画

実施計画は、基本計画に定められた施策を効果的に実施するための個々の事業を明らかにするもので、財源の裏づけを伴う具体的な計画を明示したものです。

実施計画の期間は、3年を基本とし、社会経済情勢や財政状況の変化、市民ニーズへの対応等を考慮しながら、毎年度見直しを行うローリング方式とします。

総合計画の構成と期間の概要



4. 計画策定の基本的な考え方

社会経済情勢が大きく変化する中で、総合計画には時代の変化や新たな課題に柔軟かつ適切に対応することが求められています。また、市民と行政の協働によるまちづくりを進めるためには、市民と行政がまちづくりの目標を共有することが大切であり、的確に財政状況を見通し、実効性のある計画とすることが必要です。

こうしたことを踏まえ、以下の考え方に基づき総合計画の策定に取り組みます。

(1) 社会経済情勢の変化に対応した施策展開を図る計画

自治体を取り巻く環境は、大きな変革期を迎えており、今後のまちづくりは、変化する社会経済情勢に対応しながら進めていくことが重要になることから、こうした情勢の変化を踏まえて適切に施策の展開を図る計画とします。

(2) 市民と行政が共有するまちづくり計画

まちづくりの主体である市民と行政が互いに協力して、共に将来を築いていくためには、市民と行政がまちづくりの目標を共有することが不可欠となることから、計画に掲げる施策の目標を明確にするとともに、人権尊重、市民参画の視点に立った計画とします。

(3) 自治体経営に活用できる計画

持続的に発展していくことができるまちづくりを進めていくためには、限られた経営資源(ヒト・モノ・カネ・情報)を効果的に配分し、経営の視点に立った選択と集中による行財政運営を着実に推進することが求められています。このため、総合計画に掲げた目標の成果を評価・検証することができるよう、行政評価と連動した実用的な計画とします。

(4) 戦略的視点に立った実効性の高い計画

国の総合戦略を基本に、本市の課題や特性を踏まえ策定した「飯塚市まち・ひと・しごと創生総合戦略」(計画期間：2015(平成27)年度～2020(平成32)年度)を総合計画の重点戦略と位置づけ、中長期的な観点から人口減少の克服と地方創生を推進する戦略的かつ実効性の高い計画とします。

第2章 計画策定の背景

1. 飯塚市の特性

本市は、地理的特性や豊かな自然、歴史、またそれらを背景とする交通結節機能、集積した高次都市機能など多くの地域特性、資源を有しています。総合計画においては、時代の潮流を踏まえ、これらの特性を生かした施策を推進していくことが必要です。

(1) 地理的特性

本市は、面積 214.07k m²、福岡県のほぼ中央に位置し、東は田川市を中心とする田川圏域に、西は福岡市を中心とする福岡都市圏に、南は久留米圏域に隣接し、北は北九州市を中心とする北九州圏域に近接しています。

(2) 自然的特性

本市は、南北に流れる遠賀川に沿って平野が広がり、東は関の山、西は三郡山地等に挟まれ、良好な自然が残されています。

周囲の山々に源を発する河川は、本市の北部に多くの支流を集めて遠賀川となり、北流しています。

気候は、盆地を形成しているため夏冬、昼夜の気温差が大きく、内陸性気候の特徴を示しています。



(3) 歴史的特性

本市は、古代から遠賀川に育まれた穀倉地帯であり、また、内陸交通の要衝として栄え、先進的な大陸文化が伝来し、中世には龍王山麓に仏教文化が花開きました。江戸時代には長崎街道の宿駅として、また水陸交通の要衝として栄え、商業都市飯塚のかたちができあがり、明治時代以降は日本の近代化を支えた筑豊炭田の中心都市として発展し、今日の飯塚の礎が築かれています。



(4) 社会的特性

① 3つの大学と研究開発機関等の立地

本市には、近畿大学産業理工学部、近畿大学九州短期大学、九州工業大学情報工学部の3つの大学が立地しています。3つの大学には、約4,200人の学生と約400人の教職員がおり、学園都市を形成し、高度な研究開発や将来を担う人材の育成が行われています。

また、理工系の大学の集積を背景に、産学連携のコーディネートをを行う福岡県立飯塚研究開発センターや高度情報処理技術者の育成を行う(株)福岡ソフトウェアセンターが設立され、本市においてもインキュベーション(※1)施設として新産業創出支援センター(e-ZUKAトライパレーセンター)を設置するなど、研究開発と産業振興の拠点が集積しています。



② 充実した医療施設

本市には、病院と一般診療所が合わせて145施設(2016(平成28)年3月末現在)立地しており、福岡県の中でも医療施設が充実しています。その中には、第三次救急医療施設(重篤な救急患者に対し高度な救急医療を総合的に提供する医療施設)として飯塚病院、それを補完する高度医療を提供する第二次救急医療施設として飯塚市立病院、済生会飯塚嘉穂病院など4施設、更に、全国的にも高度な専門病院である総合せき損センターやリスクの高い妊産婦や新生児などに高度な医療を提供する飯塚病院総合周産期母子医療センターがあります。また、人口1万人あたりの病床数(一般病床及び療養病床)は188.1(2015(平成27)年7月1日現在)と福岡県の平均を上回るなど、筑豊地域の医療の拠点を担っています。

③ 九州2大都市圏(福岡都市圏・北九州都市圏)との良好なアクセス

本市は、福岡県のほぼ中央に位置し、北九州市と筑紫野市を結ぶ国道200号、福岡市と苅田町を結ぶ国道201号及び大分県日田市と北九州市を結ぶ国道211号が通るとともに、黒崎駅と博多駅を結ぶJR福北ゆたか線、田川後藤寺駅と新飯塚駅を結ぶJR後藤寺線及び桂川駅と原田駅を結ぶJR原田線が通っており、交通の要衝となっています。

また、新飯塚駅から博多駅まで快速電車で約40分、小倉駅まで約60分の距離にあり、福岡都市圏、北九州都市圏への通勤・通学圏内となっています。

このように、本市は、福岡県の東西南北を結ぶ交通の要衝を形成するとともに、九州の2大都市圏である福岡都市圏、北九州都市圏とのアクセスに恵まれています。

(※1) インキュベーション：創業間もない企業や新事業に取り組む企業にオフィス等の事業スペースと経営相談等のサービスを一体的に提供し、成長を支援すること。



(5) 人口構造

本市の人口は、2015(平成27)年の国勢調査(10月1日現在)では129,146人、世帯数は54,732世帯となっています。2010(平成22)年と比較すると、人口は131,492人から2,346人減少していますが、都市化の進展や核家族化の進行等により、世帯数は53,451世帯から1,281世帯増加しています。1世帯当りの世帯人員は2010(平成22)年の2.46人から2015(平成27)年には、2.36人まで減少しています。

人口・世帯数及び1世帯当り人員の推移



資料：国勢調査

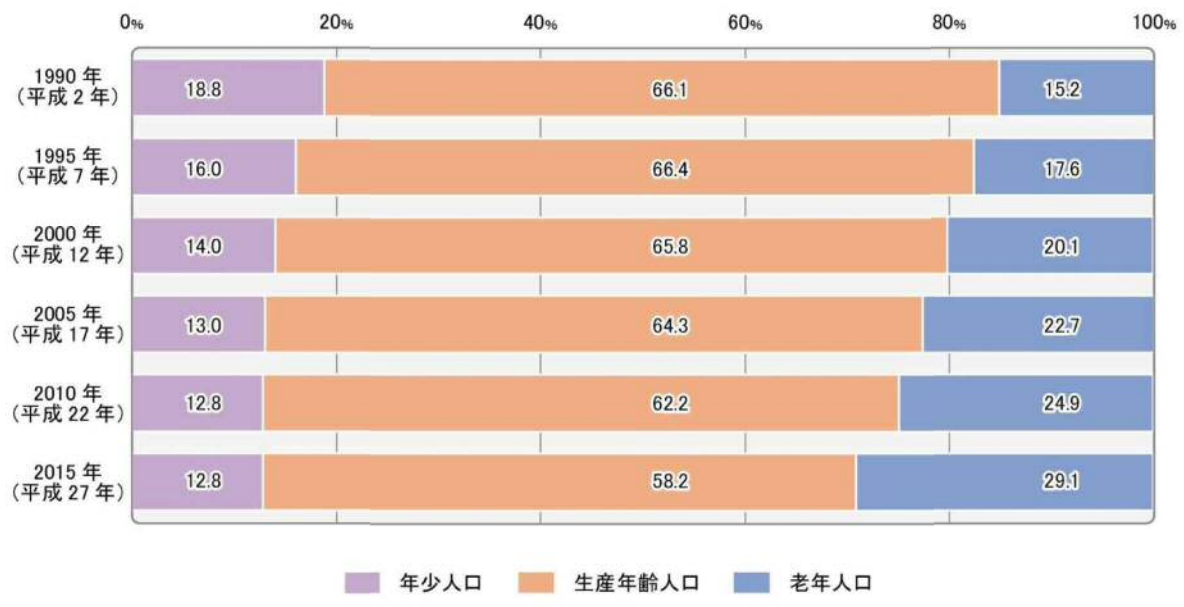
年齢3区分別人口は、2015(平成27)年国勢調査時点で、0～14歳の年少人口は16,338人で全人口に占める割合は12.8%、15～64歳の生産年齢人口は74,512人で58.2%、65歳以上の老年人口は37,210人で29.1%となっています。

1990(平成2)年からの推移をみると、出生率の低下や平均寿命の伸び等により年少人口の減少と老年人口の増加傾向が顕著にみられ、1995(平成7)年を境に、老年人口が年少人口を上回るようになっています。

年齢3区分別人口推移



年齢3区分別人口割合の推移

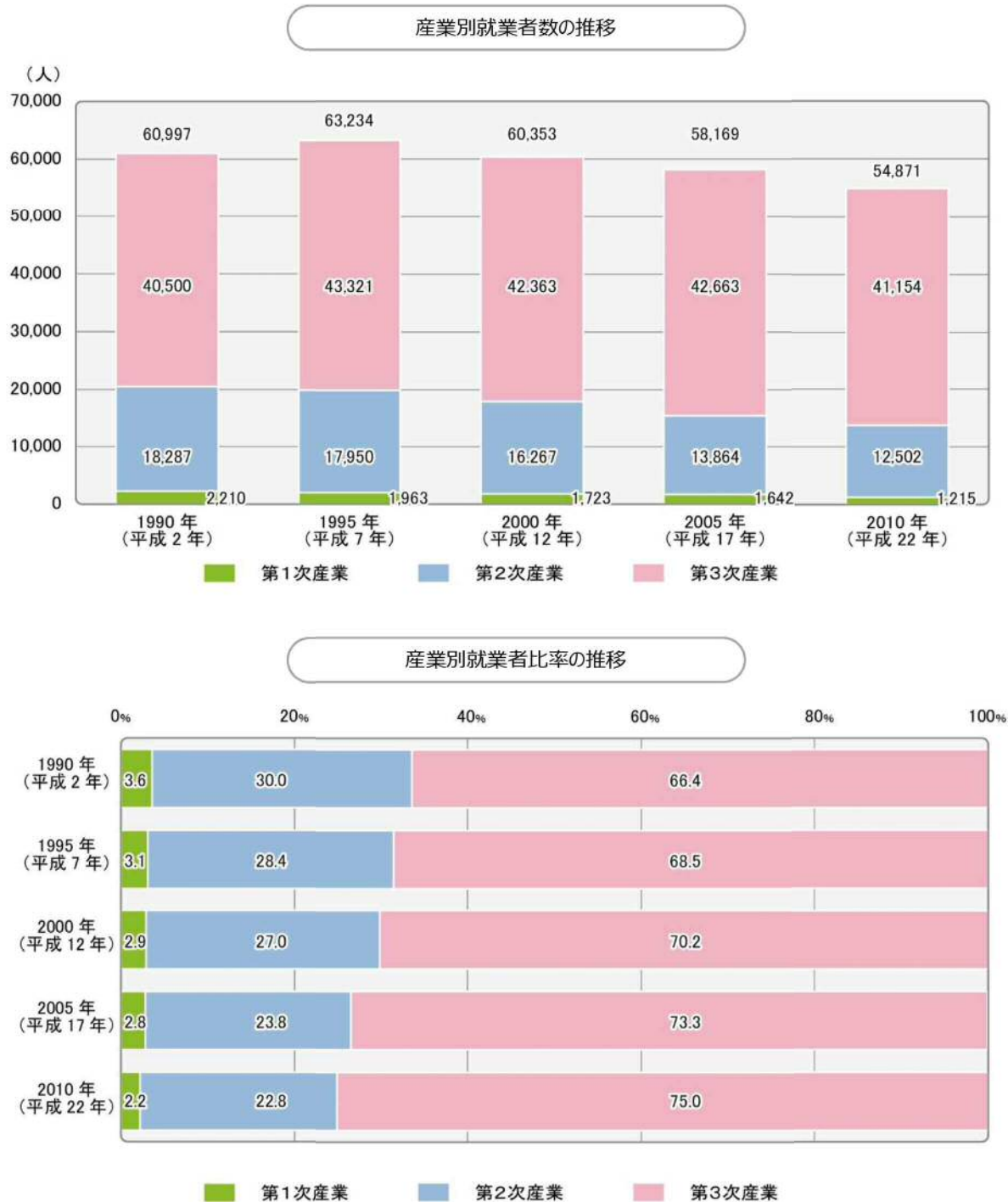


注1：割合は年齢不詳人口を除く。
 注2：端数処理の関係で構成比の合計が100%にならない場合がある。

資料：国勢調査

(6) 産業構造

産業別就業者の構成は、2010(平成22)年国勢調査時点で第1次産業が2.2%、第2次産業が22.8%、第3次産業が75.0%となっており、農業等の第1次産業比率が低く、都市型の産業構造の特徴をもちます。



注1：端数処理の関係で構成比の合計が100%にならない場合がある。

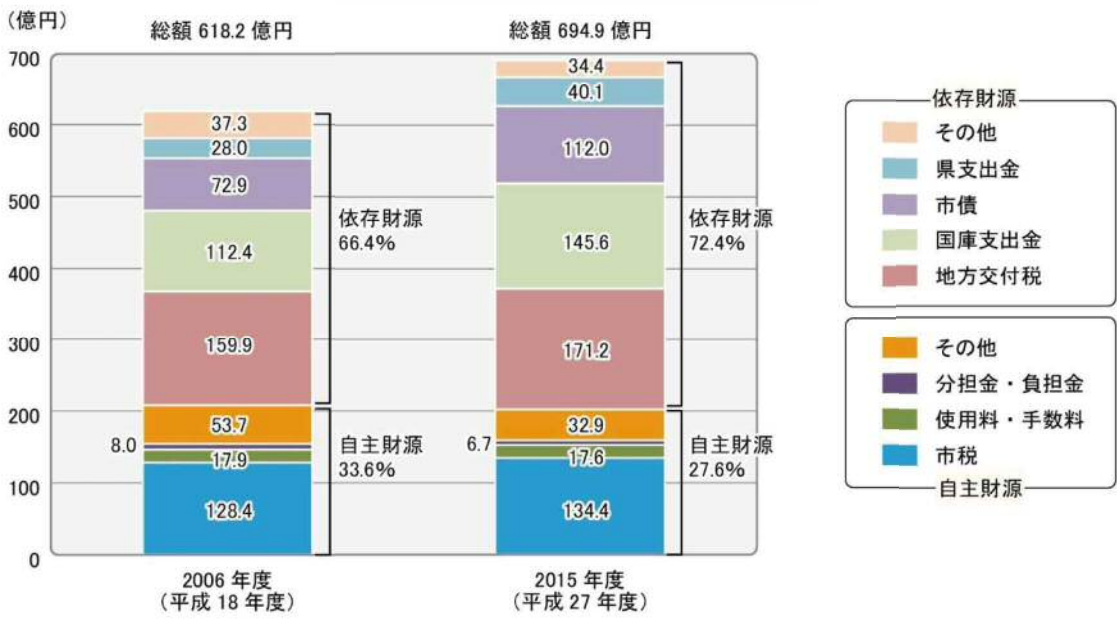
資料：国勢調査

(7) 財政の状況と財政見通し

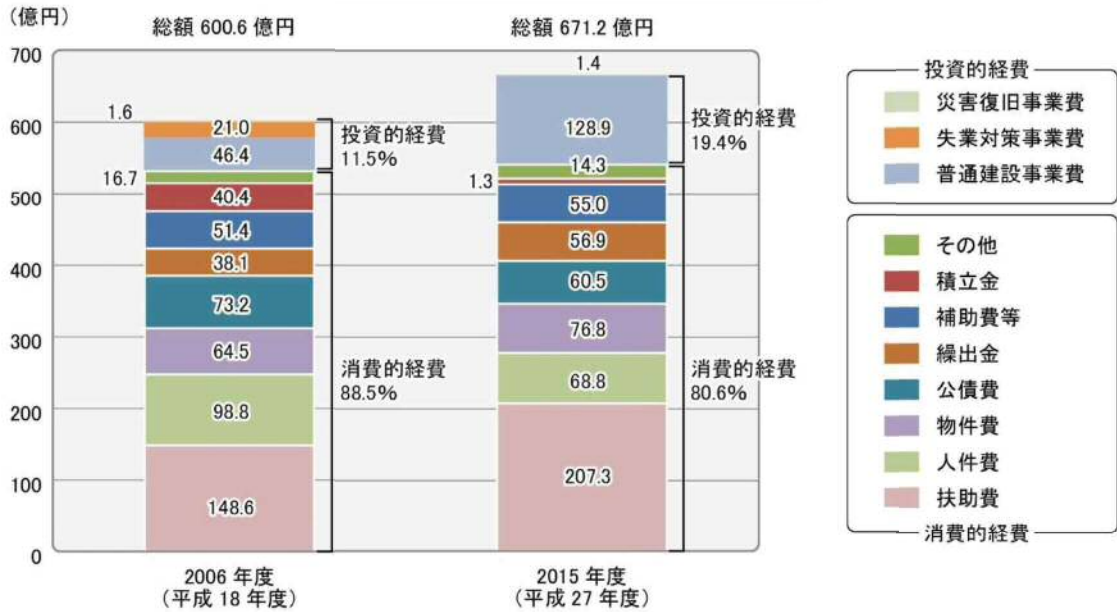
① 財政の状況

財政状況は、歳入、歳出ともに増加傾向であり、その内訳を 2006（平成 18）年度と 2015（平成 27）年度で比較すると、歳入では市税などの自主財源の割合が減少し、地方交付税などの依存財源が増加しています。歳出では扶助費（社会保障に関する費用）と普通建設事業費（道路など社会資本を整備する費用）の支出が大きくなっています。

飯塚市歳入の年度比較（普通会計※1）



飯塚市歳出の年度比較（普通会計※1）



(※1)普通会計：一般会計・住宅新築資金等貸付特別会計・汚水処理事業特別会計・学校給食事業特別会計で構成
資料：各年度地方財政状況調査（決算統計）

② 財政見通し

財政見通しについては、現時点の税財政制度を基に、少子高齢社会の進行、就業人口の減少などの影響を踏まえると、歳入は、市税の減少や合併に伴う特例措置の終了による普通交付税(※1)の減額の影響などにより、収入の伸びは見込めない状況となっています。

歳出では、人件費(※2)や公債費(※3)は減少する一方で、扶助費(※4)や高齢化による医療や介護などの社会保障関連経費の増加が見込まれます。

今後の厳しい財政状況を見据え、将来にわたって健全で持続可能な財政運営を行うためには、歳入増加につながる施策展開や歳入に合わせた歳出構造にしていく必要があります。このため、選択と集中の視点から既存事業の見直しを図るとともに、公共施設のあり方を検討し、効率的、効果的な公共施設等の維持管理を推進するなど、歳入歳出の均衡を保ちながら、限られた財源でより効果的な施策展開を進めていく必要があります。

(※1)普通交付税：必要最小限の行政サービスが受けられるように国から交付されるお金。

(※2)人件費：職員の給与や議員などの報酬。

(※3)公債費：市の借金の返済金。

(※4)扶助費：生活保護・障がい者・児童などの福祉や医療助成の経費。

2. 社会潮流の変化と飯塚市の主要課題

本計画の策定に向けては、社会潮流の変化を的確に把握し、それに対応した計画が求められています。ここでは、特に重要と思われる時代の潮流と飯塚市の課題について整理します。

(1) 人口減少と少子高齢化の進展

我が国の総人口は、国立社会保
障・人口問題研究所の将来推計
(出生中位推計)によると、
2030(平成42)年には1億1,662
万人、2060(平成72)年には
8,674万人にまで減少すると見
込まれています。また、2060(平
成72)年には年少(0～14歳)人
口が791万人(9.1%)、生産年
齢(15～64歳)人口が4,418万
人(50.9%)、老年(65歳以上)
人口が3,464万人(39.9%)と
なり、ますます少子高齢化が進む

ものと予測されており、労働力人口の減少、社会保障費の増大や経済規模の縮小など、社会経済・雇用環境にも多大な影響を及ぼすことが懸念されています。地方においては、その傾向は顕著であり、本市においても同様です。こうした状況の中、人口減少を克服し将来にわたって活力ある社会を実現するため「まち・ひと・しごと創生本部」が国において設置され、人口減少克服・地方創生に国と地方が総力をあげて取り組んでいます。

本市においても人口減少を克服し、地方を創生するため、社会全体で子育てを支援する仕組みを構築するとともに教育環境の充実やまちづくりの担い手となる人材の育成、地域産業の振興による雇用の拡大や都市基盤・生活基盤の整備が喫緊の課題となっています。

また、団塊の世代が後期高齢者となる2025(平成37)年を見据えて、高齢者をはじめだれもが健康で安心して暮らし、活躍できる活力ある地域づくりがますます重要となります。

我が国の人口の将来推計



実績値：総務省「国勢調査」(年齢不詳を含む)

推計値：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」

主要課題

- ①安心して子育てができる環境の整備
- ②すべての人が健康でいきいきと暮らせる環境の整備
- ③社会保障制度の適切な運営
- ④移住・定住施策の推進
- ⑤産業の振興
- ⑥教育環境の充実と人材育成
- ⑦都市基盤・生活基盤の整備

(2) 地域コミュニティの再生と協働のまちづくりの推進

人口減少、少子高齢化、核家族化などによる急激な社会の変化により、これまで地域が担ってきた「共助」の機能が低下しており、自治会をはじめとする各種団体では担い手不足や役員の高齢化、固定化を招いています。

また、地域の連帯感や帰属意識がますます希薄化する中、複雑化、多様化する地域課題を解決していくためには、地域の主体的な活動を促進し、市民、各種団体、NPO(※1)、事業者等と行政が一体となり施策を展開していくことが不可欠です。

本市においても環境や福祉、防災などの様々な分野で市民団体などが活発に活動しており、今後も市民の参画と協働によるまちづくりを一層推進していくことが重要となっています。

主要課題

- ①地域コミュニティの活性化
- ②協働のまちづくりの推進

(3) 人権課題への対応と価値観の多様化

我が国において、同和問題をはじめ女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人などの人権課題が依然として存在しています。また、世界各地で地域紛争や対立が続き、人権の抑圧や難民の増加など憂慮すべき事態が多発しています。国際化や情報化など社会情勢等の変化に伴い、新たな人権課題も生じており、社会状況の変化に的確に対応した取組が求められています。

また、人々の意識や価値観の多様化、物質的な豊かさの進展に対し、今「心の豊かさとは何か」が問われる時代になっています。そのため、年齢や性別、障がいの有無、国籍などにとらわれず、一人ひとりの人権が尊重され、個人の能力や個性を発揮できる地域社会を実現していくことが重要となっています。

主要課題

- ①一人ひとりの人権の尊重
- ②男女共同参画社会の推進
- ③多文化共生社会の推進
- ④生涯学習の充実

(※1)NPO：Non-Profit Organization（非営利組織）の略。政府・自治体や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織・団体。そのうち、特定非営利活動促進法（NPO法）により、法人格を認証された団体を特定非営利活動法人（NPO法人）という。

(4) 安全・安心への意識の高まり

2011(平成 23)年に発生した東日本大震災や 2012(平成 24)年に発生した北部九州豪雨、2016(平成 28)年に発生した熊本地震などを契機として、市民生活に関わる安全・安心への関心がより一層高まっています。風水害や地震などあらゆる災害に対応できる防災対策が求められており、「自助」、「共助」、「公助」が有機的につながることで、被害の軽減を図ることが必要です。

また、生活に身近な交通安全や食の安全に関する意識の高まりに加え、高齢者等を狙った振り込め詐欺やインターネットによる犯罪、新たな感染症などへの対応が求められるなど、生活の安全と安心が脅かされています。

人々の生命と財産を守り、安全・安心なまちを実現するためには、行政の取組のみならず個人の備えや地域での助け合いが重要となります。このため、国民保護の視点を踏まえた犯罪や災害に対する危機管理体制の強化や充実を図るとともに、地域づくりを担うコミュニティ活動の強化がより一層求められています。

主要課題

- ①防災体制の充実
- ②消防・救急体制の充実
- ③生活安全の向上
- ④地域医療の充実

(5) 地球環境問題の深刻化

現代の大量生産、大量消費、大量廃棄の社会システムに加え、途上国を中心とした経済成長や人口増加などを背景とした、地球温暖化、森林破壊、廃棄物の増加など地球規模での環境問題が深刻化しています。

また、東日本大震災による電力不足等を契機として、地域特性に応じた再生可能エネルギーの利用や最新の省エネ技術の普及・促進などへの意識が高まっています。

今後は、市民、各種団体、NPO、事業者等と行政の協働のもと、環境負荷の少ない持続可能な社会への積極的な転換を図ることが必要となっています。

主要課題

- ①自然環境の保全
- ②自然との共生
- ③循環型社会の実現

(6) 地方分権の進展

2000(平成 12)年に施行された地方分権一括法によって、国と地方公共団体は対等・協力の関係であることが確認されました。地方分権の更なる進展により、地方公共団体は、市民の参画と協働のもとに、地域の自主性、自立性に基づく個性と活力のある地域づくりと質の高いサービスの提供を行うことが求められるなど、新たな時代への岐路に立っています。

また、平成の大合併は、自治の枠組みを変える大きな転機となり、本市においても、1市4町での合併により、新しい飯塚市の歩みが始まりました。財政面では、少子高齢化に伴う税収の減少や社会保障費の増大、合併算定替の終了に伴う地方交付税の減額など今後も厳しい状況が予測されます。

このため、これまで以上に市民ニーズに迅速かつ的確に対応しながら、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るとともに、近隣市町と連携し、広域的な視点をもって地方創生に取り組む必要があります。

主要課題

- ①効果的・効率的な行政経営の推進
- ②広域行政の充実

(7) グローバル化・高度情報化社会の進展

経済活動のグローバル化やICT(※1)の飛躍的な普及・発達により、人・もの・情報等が国境を越え活発に交流しています。

また、ICT技術の進歩は、防災、医療、福祉、産業、教育などの分野において地域の抱える課題を解決するための有効な手段として大きな役割を果たす一方で、情報格差、インターネットを悪用した犯罪の増加、情報漏えいなどの課題も同時に抱えています。

こうした中、ICT技術の活用は行政サービスにも求められており、事務の効率化や住民サービス向上の観点から、社会保障・税番号(マイナンバー)制度の確立、安全・安心な情報共有体制の構築、行政・イベント情報の発信などへの活用が求められています。

主要課題

- ①情報格差の解消
- ②情報・通信基盤の充実
- ③適切な情報管理の推進
- ④積極的・効果的な情報発信

(※1) ICT : Information and Communication Technology(情報通信技術)の略。

3. 計画策定のための市民意識調査

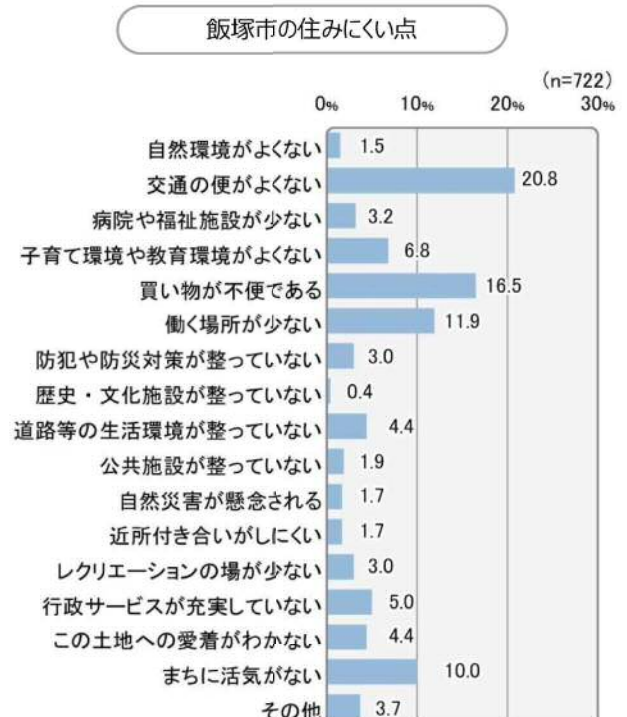
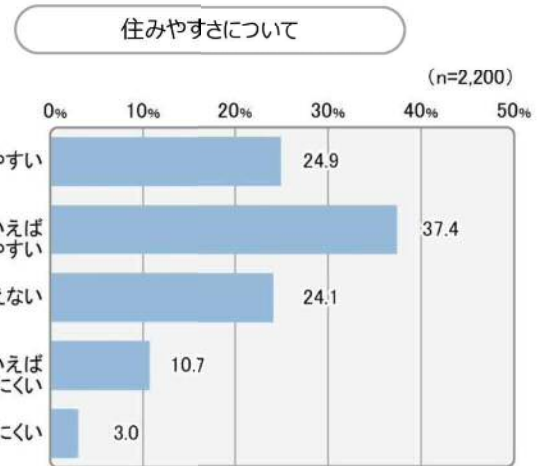
本市では、第2次飯塚市総合計画の策定に際し、より多くの市民意見を計画に反映するため、市民アンケート(調査時期：2015(平成27)年7月)により、市民の意識や第1次飯塚市総合計画に掲げた取組についての満足度と将来的に力を入れるべき取組について調査しました。

(1) 飯塚市の住みやすさについて

市民アンケート調査では、「どちらかといえば住みやすい」が37.4%で最も多く、「住みやすい」(24.9%)と合わせると62.3%が住みやすいと感じています。一方、「住みにくい」と「どちらかといえば住みにくい」を合わせると13.7%で、飯塚市は概ね住みやすいと評価されています。

住みやすいと感じる点については、「自然災害が少ない」、「買い物便利である」、「この土地への愛着がある」、「自然環境がよい」が上位に挙げられています。

また、住みにくいと感じる点については、「交通の便がよくない」が最も多く、次いで「買い物不便である」、「働く場所が少ない」が上位に挙げられており、今後、解決に向け、より一層の取組が求められている分野といえます。



注1：グラフ中の「n」は有効回答数。

注2：端数処理の関係で構成比の合計が100%にならない場合がある。

(3) 将来的に飯塚市が力を入れるべき取組

今後、力を入れるべきと考えられている取組は、「子どもを産み育てやすい子育てのまちづくり」が第1位で、次いで「高齢者や障がいのある人が暮らしやすい福祉の充実」、「若者の定住、就業を支援する若い世代のためのまちづくり」、「防災、防犯、交通安全対策による安心・安全なまちづくり」、「生涯にわたり健康で幸せに暮らせる「健幸都市づくり」」と続いています。

これら上位5項目は、子どもから高齢者や障がいのある方、若者など多世代に対する取り組みであることから、市民は、「多様な世代になっても快適に安心して暮らし続けることができるまちづくり」を求めていることが分かります。

